

水道 水道課からのお知らせ

問 水道課 下水道係
☎476-1111(194・195)

◆浄化槽の法定検査受検のお願い ～よりよい水環境を守るために～

浄化槽管理者（所有者）には、浄化槽の使用にあたり、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務があります。

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。そのため、(株)大隅衛生志布志に委託して行う『保守点検』と『清掃』をきちんと行い、さらに水質に関する『法定検査』を受けることが義務付けられています。

●法定検査（定期検査：浄化槽法第11条）

浄化槽の機能と維持管理状況（使用・保守点検・清掃）に問題がないかどうか検査します。また、浄化槽から放流される水が基準以下のきれいな水になっているか、処理水を持ち帰り詳しい水質検査（BOD）を実施します。

※ BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水の汚れの程度を表す指標です。合併処理浄化槽は20mg/L以下という基準が定められています。

	内 容	人間でいえば…	自動車でいえば…
保守点検	機能を保つためのメンテナンス作業 （消毒薬の補充、モーターの点検など）	日常の健康管理	ガソリン補給や オイル交換
法定検査	維持管理状況および放流される処理水の 水質検査（BOD）	定期健康診断	車 検

●検査料金（一般家庭5人槽～10人槽）

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査	4,000 円	6,000 円

※検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については、事前に指定検査機関から日程通知がありますので必ず受検していただきますようお願いします。



※浄化槽の法定検査機関であった『(公財) 鹿児島県環境検査センター』と浄化槽業界団体であった『(一社) 鹿児島県環境保全協会』が、平成29年4月1日に合併し『(公財) 鹿児島県環境保全協会』となりました。

【お問い合わせ先】 (公財) 鹿児島県環境保全協会 ☎099-296-9002